令和6年度第１回
利根町下水道事業運営協議会

経営戦略改定

令和６年９月２０日

スケジュールについて

■令和6年度　経営戦略の改定

予定時期	内容
9月20日	現状説明、下水道事業の概要説明（第1回協議会）
11月22日	投資・財政計画説明、素案説明（第2回協議会）
12月13日	経営戦略修正説明（第3回協議会）
12月17日	議会報告
12月20日 ～1月31日	パブリックコメントの実施 住民説明会
2月	経営戦略最終版説明（第4回協議会）
3月	経営戦略の公表

■令和7年度　下水道使用料適正化

予定時期	内容
7月	使用料水準について（第1回協議会）
9月	料金体系（基本料金）について（第2回協議会）
11月	料金体系（従量料金）について（第3回協議会）
11月中旬	議会報告
	パブリックコメントの実施
12月	住民説明会
1月	最終案について（第4回協議会）
2月	答申書提出（第5回協議会）
3月	議会説明

■協議会の目的

下水道事業は町民生活を支えるライフラインのひとつとしてサービス提供を安定的に継続することが求められています。

今後は人口減少等に伴い下水道使用料の増収が見込めないことや保有する施設の老朽化による更新需要の増大、また地震対策や浸水対策への着実な対応など、事業を取り巻く経営環境はより厳しさを増すことが予想され、変化に適切に対応する必要があります。

このことから、今般、「下水道事業経営戦略」を見直すと共に、併せて財源構成の一つとして下水道使用料の水準についても、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保できるものとなるよう適正化を図るため、当該重要施策について貴協議会に諮問します。

利根町下水道事業運営協議会規則昭和55年3月27日
規則第4号

（設置）
第1条　利根町下水道事業の建設及び運営と経営の合理化をはかるため，利根町下水道事業運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
（任務）
第2条　協議会は，次の事項について調査審議する。
（1）下水道の建設，運営及び運営の改善に関すること。
（2）下水道使用料に関すること。
（3）その他一般的改善事項に関すること。
2　協議会は，前項による調査審議に基づく実施上必要な事項について，町長に意見を申し述べることができる。
（構成組織）
第3条　協議会の委員は，12人以内とし，次の各号の中より町長が委嘱する。
（1）学識経験者及び受益者代表
（2）前号に掲げる者のほか，町長が特に必要と認める者
2　委員の任期は，2年とする。ただし，補充選任による委員の任期は，前任者の残任期間とする。
（役員）
第4条　協議会に会長1名，副会長1名を置く。
2　会長，副会長は，委員の互選とし，その任期は委員の任期による。
（役員の職務）
第5条　会長は，協議会を代表し会務を総理する。
2　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときはこれを代理する。
（会議）
第6条　協議会の会議は，会長が必要に応じこれを招集する。
2　会長は，会議の議長となる。
3　協議会の会議は，委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
4　議事は，出席委員の過半数によりこれを決し，可否同数のときは議長の決するところによる。
5　会議の議事は，議事録によりその要旨を記し議長及び出席した2名の委員とともにこれを署名しなければならない。
（守秘義務）
第7条　協議会の委員は，職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も，同様とする。
（庶務）
第8条　協議会の庶務は，下水道事業主管課において処理する。
（委任）
第9条　この規則に定める以外の事項については，会長が会議に諮って決定する。

■経営戦略とは

☑公営企業が将来にわたり、住民サービスの提供を安定的に継続できるような中期的な基本計画のこと

➡経営の現状を明らかにし、計画期間内に収支が均衡するような投資・財政計画、経営健全化に向けた取組方針を公表する

■策定の目的

安定的に事業を継続していくために、経営環境の変化に対応しながら、
経営基盤の強化と**財政マネジメントの向上**を図る

・人口減少によるサービス需要の減少
・物価高騰による維持管理コストの増加
・施設の老朽化　・・・

住民生活に必要なサービスを安定的に提供するには…？

経営戦略策定の趣旨

■経営戦略イメージ

出典：経営戦略策定・改定ガイドラインH31.3.29策定

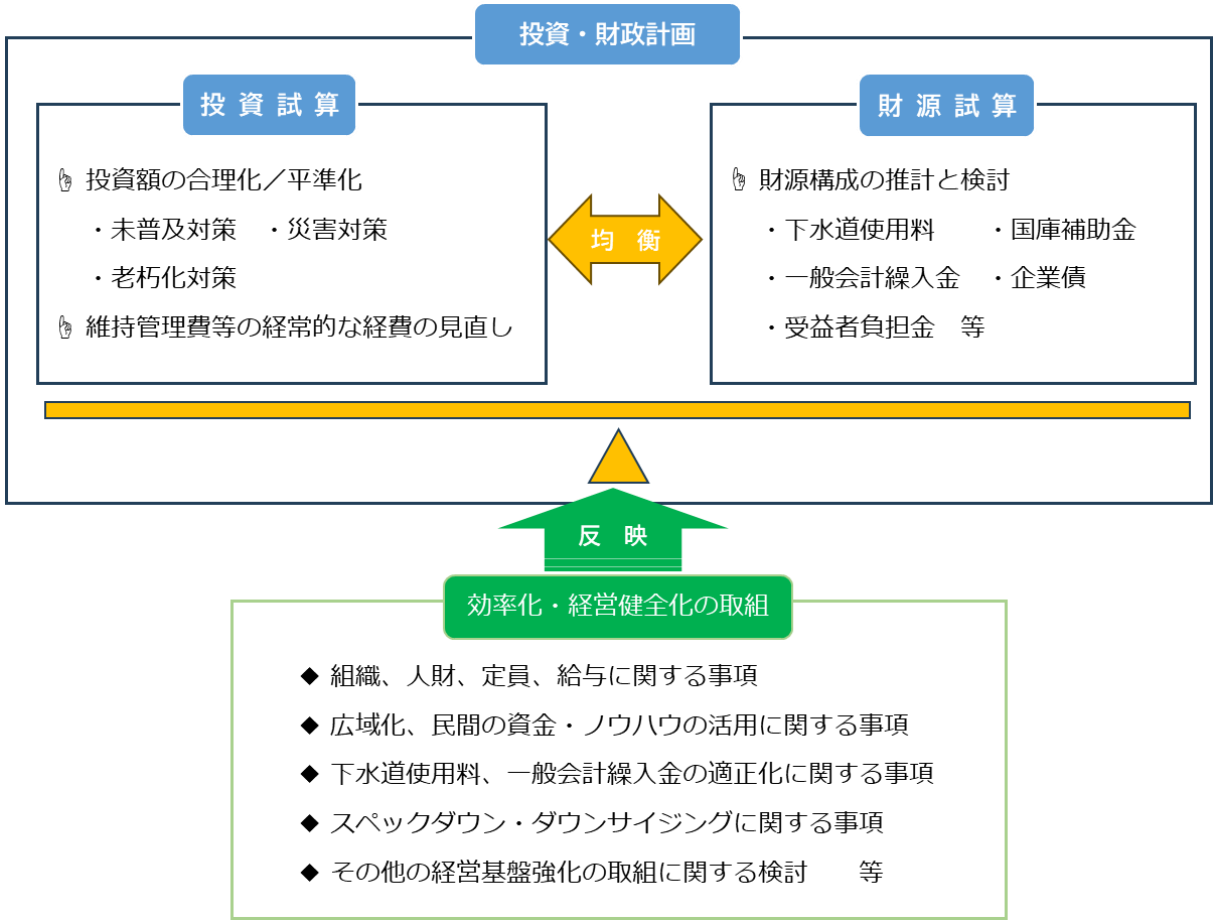

策定の基本的な考え方

①特別会計ごとの策定を基本とする
②企業（事業）及び地域の現状と課題、これらの将来の見通しを踏まえる
③投資試算や財源試算は、長期（30～50年超）かつ複数の推計を行う
④計画期間は10年以上を基本とする
⑤ほかの計画と整合がとれた試算とする
⑥計画期間中に必要な住民サービスを提供することが可能である
⑦効率化・経営健全化のための取組方針が示されている
⑧策定期限は令和2年度末
⑨改定は、一定期間（3～5年）の成果を検証・評価した上で行う

～これまでの国の動向（総務省）～

- ☑平成26年通知…… 公営企業に対し経営戦略の策定の要請
- ☑平成28年通知…… 令和2年度までに策定率100%
- ☑令和4年通知…… 令和7年度までに見直し率100%

出典：経営戦略策定・改定ガイドラインH31.3.29策定

■投資・財政計画策定までの流れ

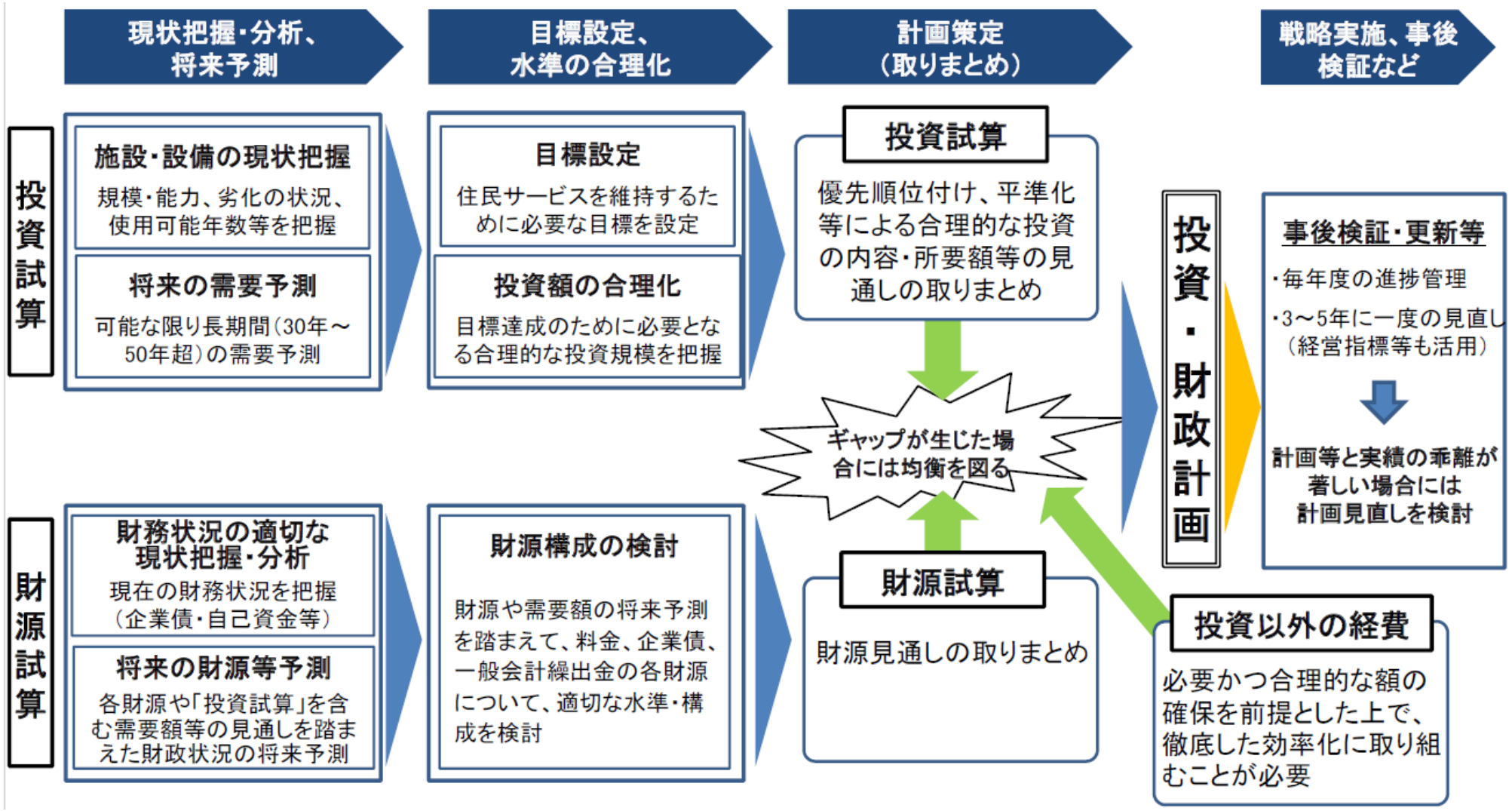

■経営戦略の位置づけ

本経営戦略は、最上位計画の「第5次利根町総合振興計画」や「利根町まち・ひと・しごと総合戦略」「公共施設等総合管理計画」との整合性を図るとともに、下水道事業で策定した「利根町下水道ストックマネジメント計画」の内容を反映し、財政的な裏付けのもと実現可能な計画として結びつけながら、将来にわたり安定的に事業を継続していくための収支均衡を図る中長期的な経営の基本計画となります。

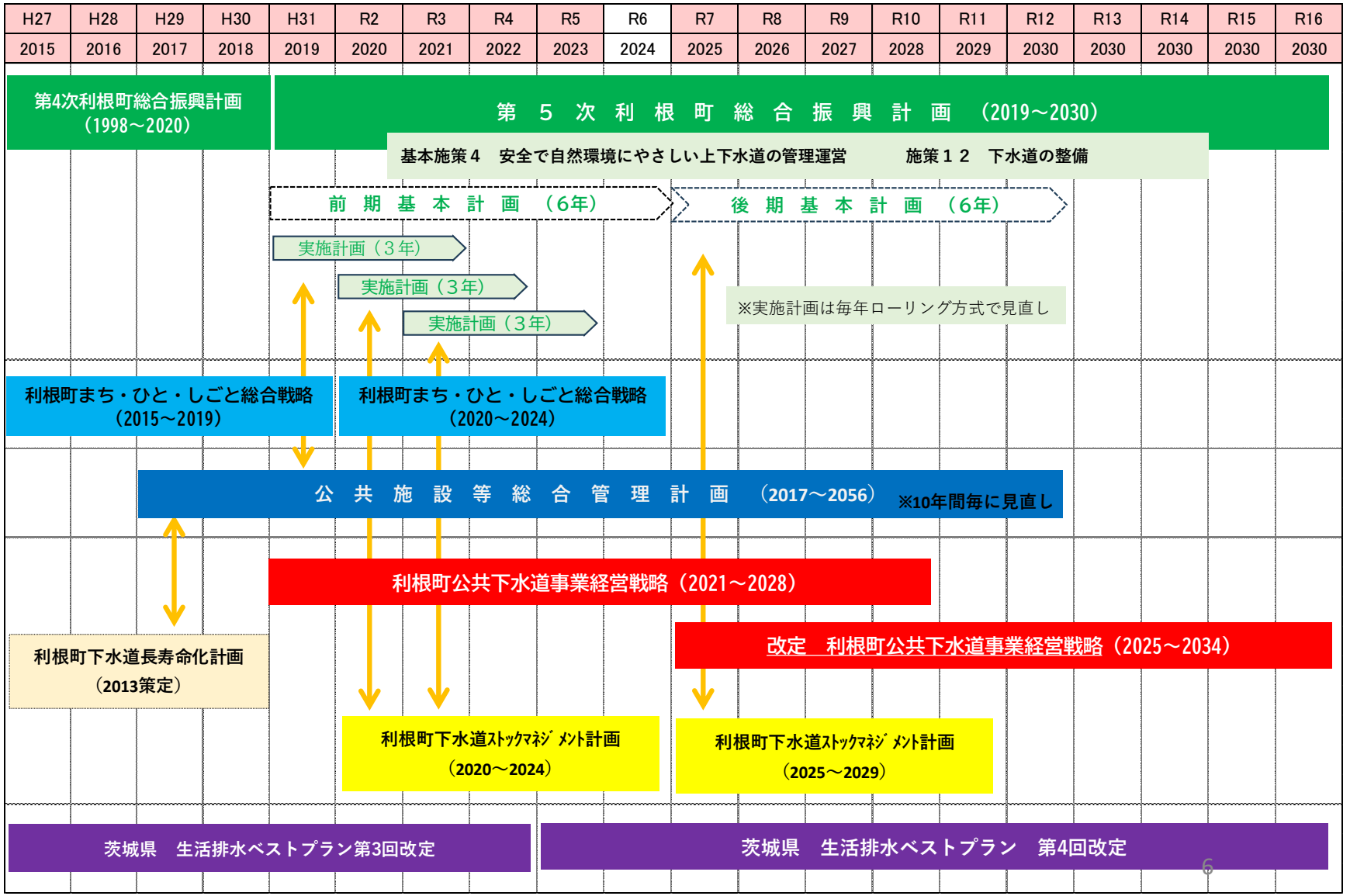

■下水道の役割

- 下水
  - 汚水 ➡ 各家庭や事業所等のトイレや台所で**使用した水**
  - 雨水 ➡ 空から、家屋や道路に降った**雨や雪どけ水**

水害防除

雨水を排除し水害を防除する

公衆衛生の向上

汚水が滞留しないように排除し、
清潔で快適な生活環境を確保する

公共用水域の水質保全

汚水を適切に処理することで
河川や海の水質を保全する

■下水道施設の構成

☑下水道とは･･･（下水道法第2条第2号）

『下水を排除するための設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く）、これに接続して下水を処理するために設けられるポンプ施設その他施設の総体をいう』

●排水施設
（排水管、排水渠等）
●処理施設
（汚水処理施設等）
●補完施設
（ポンプ施設等）
から構成される

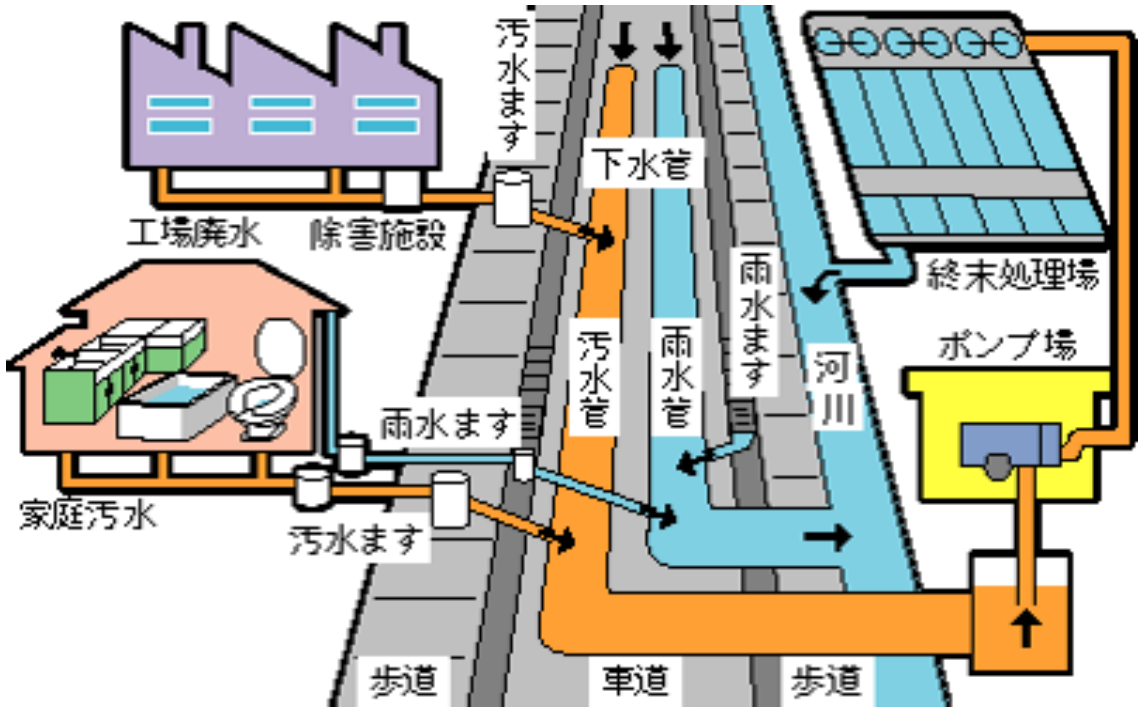

■「合流式」と「分流式」

分流式下水道

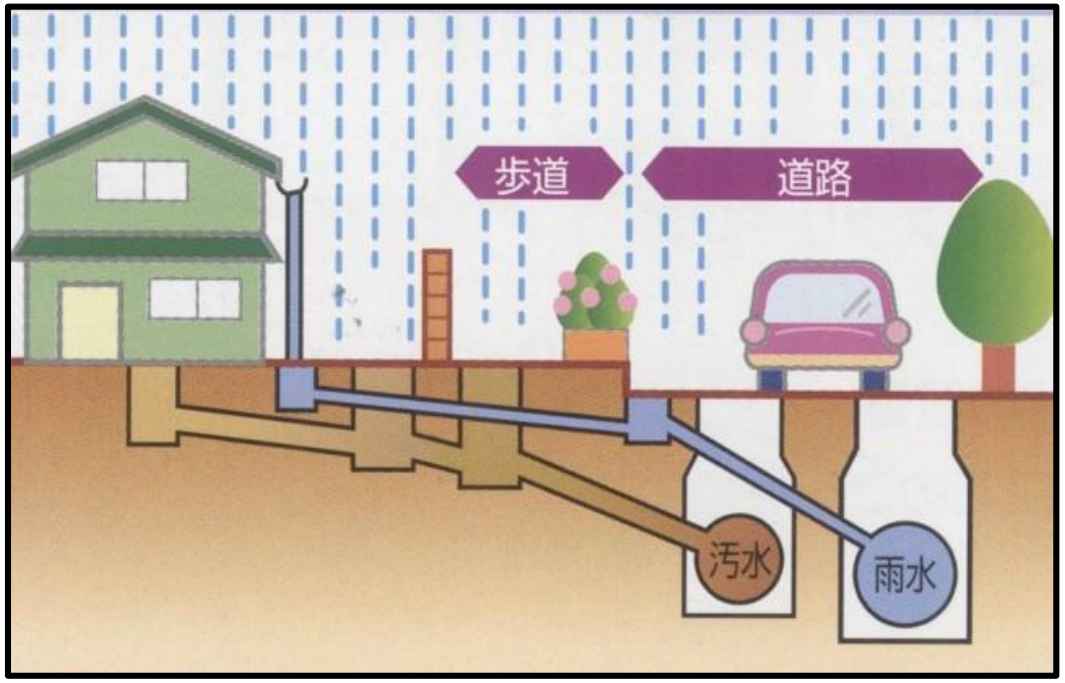

汚水と雨水をそれぞれ別々の下水道管に
流す仕組み

合流式下水道

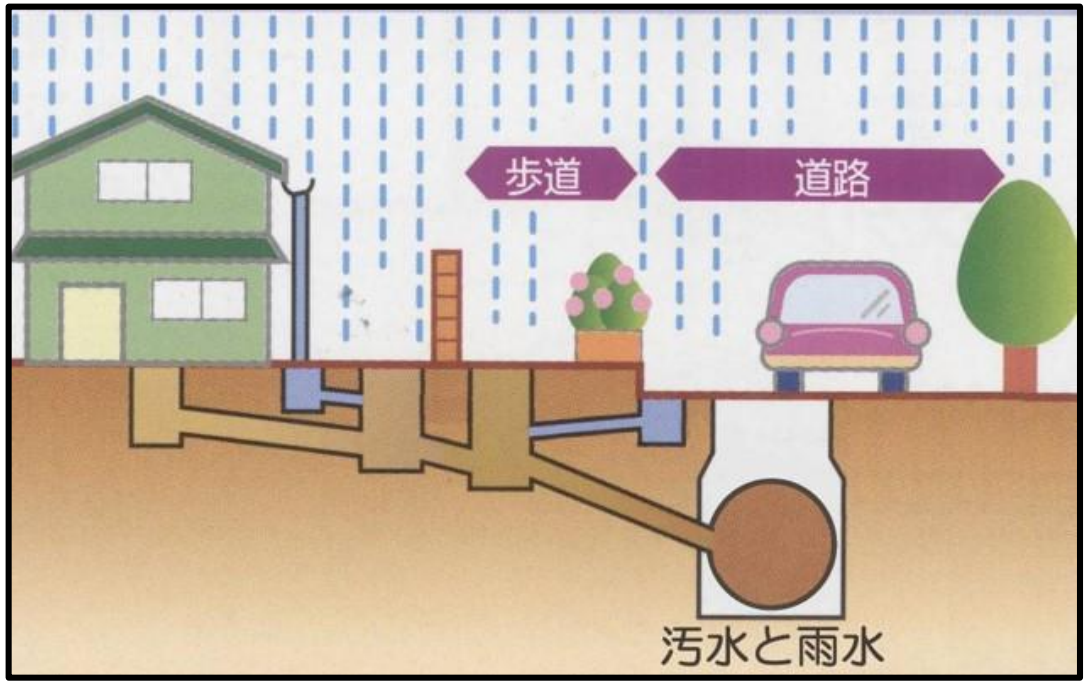

汚水と雨水を同じ一つの下水道管に
流す仕組み

昭和４５年の下水道法改正以降、公共用水域の水質保全の観点より、
以降の下水道は「分流式」が採用されている

下水道の種類

下水道法上の下水道　（国土交通省所管）

利根町の下水道

公　共　下　水　道

流　域　下　水　道
2 つ以上の市町村にまたがる下水道の根幹的施設
（処理場および幹線管渠等）を都道府県が建設するもの

狭義の公共下水道
主として市街地
計画人口：制限なし

特定環境保全公共下水道
非市街地の自然公園や農山漁村地
計画人口1,000～10,000 人

簡易な公共下水道
水質保全上特に下水道整備が必要な地区
計画人口1,000 人未満

流　域　関　連
市町村が各家庭から汚水を集める管渠のみを整備し、流域下水道に接続するもの

単　　独
市町村が単独に処理場を設置・運転するもの

流　域　関　連
市町村が各家庭から汚水を集める管渠のみを整備し、流域下水道に接続するもの

単　　独
市町村が単独に処理場を設置・運転するもの

農林水産省所管
① 農業集落排水施設　農業振興地域内で受益戸数概ね計画規模20 戸以上、施設規模概ね1,000 人以下が原則
② 漁業集落排水施設　漁港背後の漁業集落、計画人口 100 人～ 5,000 人

環　境　省　所　管
① コミュニティ・プラント　「一般廃棄物処理計画」に基づき、市町村が設置・維持管理するもの
② **合併処理浄化槽**　**個人設置型**　個人が設置・維持管理をするもの
公共浄化槽　市町村が設置・維持管理をするもの

下水道事業の概要

■流域下水道について

～茨城県内の流域下水道事業区域図～

流域下水道の効果

① 流域内の下水道整備を一体として行う事により水質保全を効率的に図ることができる。

② 下水処理場の数を減らし、適切な立地場所を選定することにより、下水処理に必要な用地面積を全体的に節約できる。

③ 流入する下水量及び水質が平準化され、安定した処理水質を得ることができる。

出典：茨城県ホームページ 流域下水道事務所

下水道事業の概要

■流域下水道について

～利根浄化センターの概要～

霞ケ浦常南流域下水道事業計画

	全体計画	現況（平成30年度末）
処理面積	15,384.0ha	11,238.9ha
処理人口 （）内は接続人口	419,488人	356,830人 （338,367人）
幹線管渠	63.3km	
処理能力	258,000m3/日	200,000m3/日
処理水量	－	109,771m3/日 （日平均）
処理場名（面積）	利根浄化センター（33.6ha）	
所在地	北相馬郡利根町	
処理方法	凝集剤添加活性汚泥法＋急速ろ過法	
放流先	利根川（河川A類型）	

出典：茨城県ホームページ　流域下水道事務所

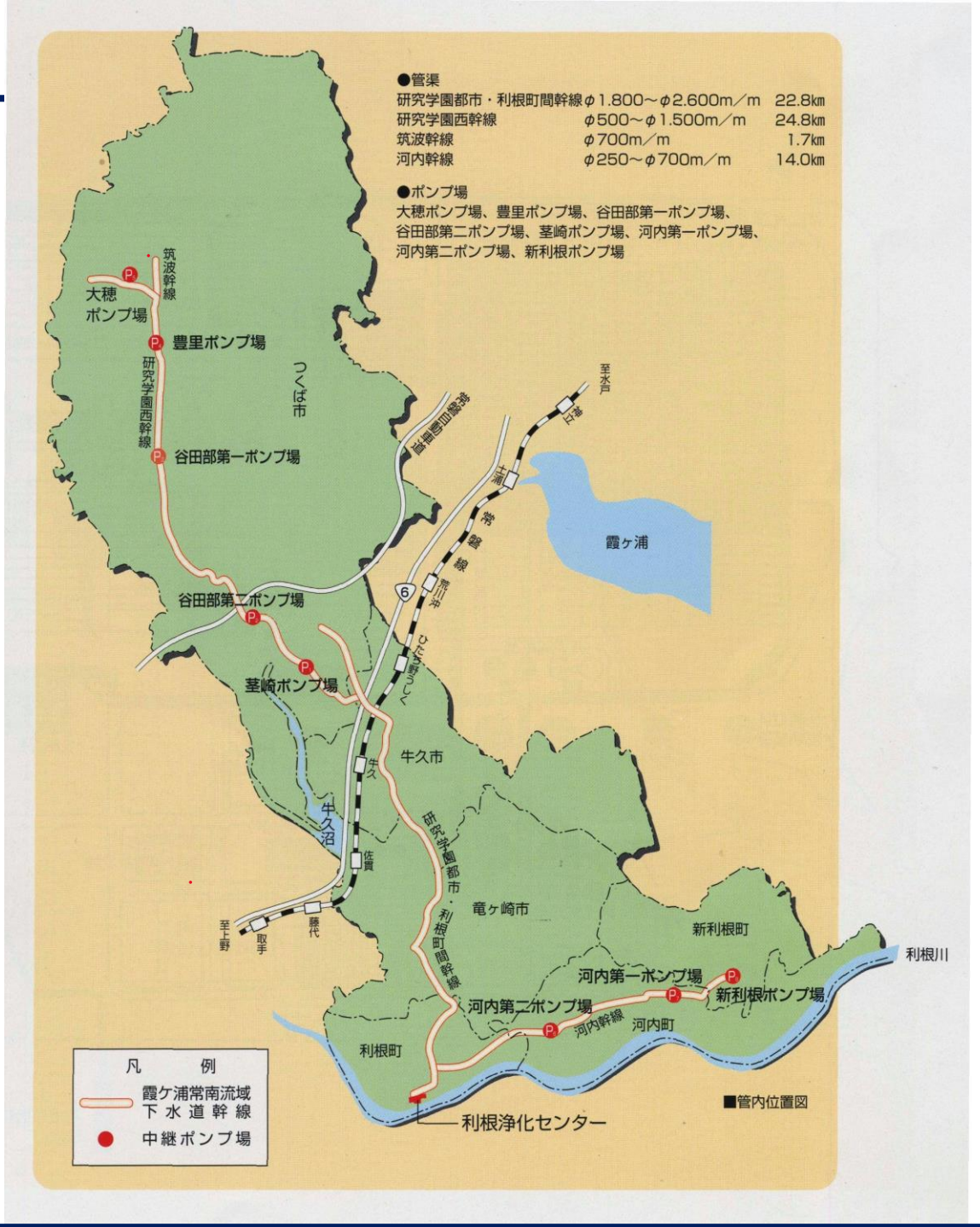

下水道事業の概要

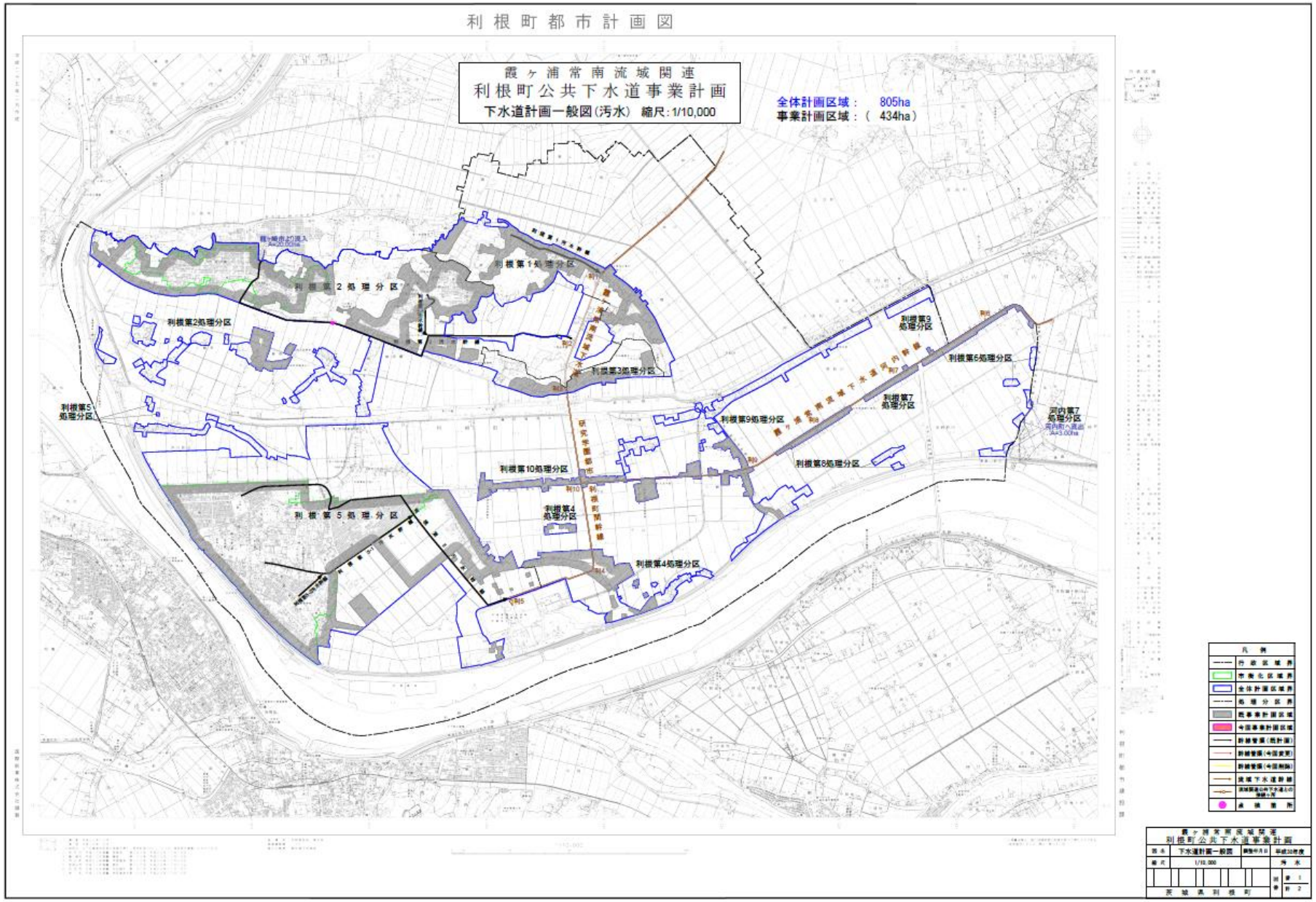

出典：霞ヶ浦常流域関連
利根町公共下水道事業計画

■利根町公共下水道の整備状況

建設事業開始	共用開始	全体計画面積（A）	現在処理区域面積（B）	整備率（B/A）
S51.3.17	S52.6.27	805ha	393ha	48.8%

■前回計画策定時との比較

	平成30年度末	令和5年度末	増減
行政区域内人口	16,268	15,271	△ 997
処理区分内人口	14,262	13,496	△ 766
水洗化人口	13,832	13,169	△ 663
行政区域面積	2,490	2,486	△ 4
処理区域面積	393	393	0
汚水処理人口普及率	94.4%	95.4%	1.1%
水洗化率	97.0%	97.6%	0.6%

下水道事業の概要

■組織・職員の概要

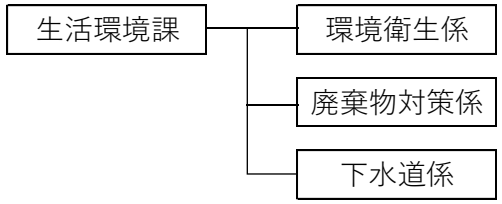

（4名　うち再任用職員1名）

主な業務　公共下水道事業の設計・工事・維持管理、下水道使用料、浄化槽

■使用料の現状

本町の下水道使用料体系は、以下に示すとおり、使用量（排水量）の多寡にかかわらず、単価を均一とした単一型従量料金制を採用しています。
なお、井戸水の使用については認定水量制を採用し、井戸水のみの場合は一人当たり1か月6㎥、併用使用時は一人当たり1か月6㎥の井戸の認定水量と水道使用水量を比較して多い方を使用量としています。

◆下水道使用料金の算出方法
水道水使用水量×120円／m³＝下水道料金

本町の一般家庭用20㎥使用時の使用料2,400円を（R6年度の）県内の団体と比較すると、下位から3番目と低い水準にあります。

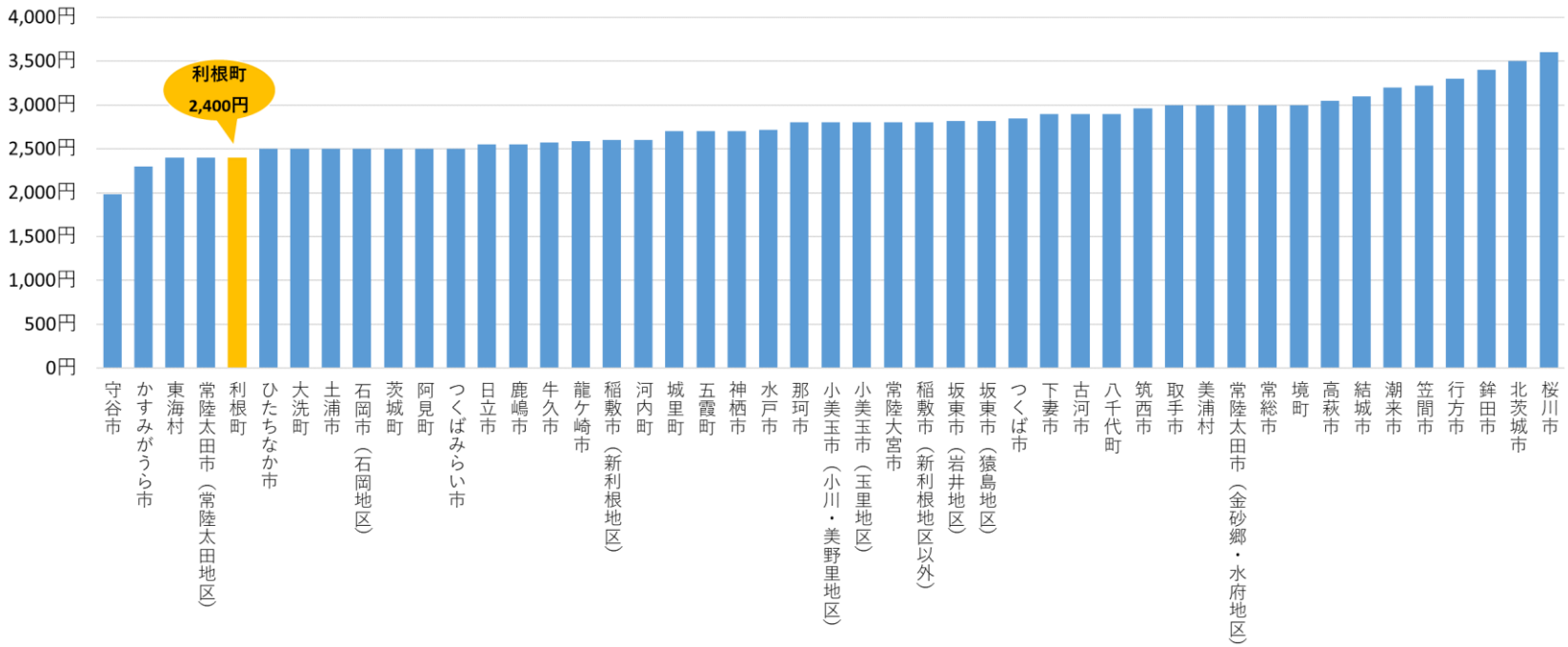

※東海村、常陸太田市（常陸太田地区）は利根町 2,400円と同額となります

令和6年4月1日時点

■処理区域内人口と普及率の現状

令和5（2023）年度における本町の行政区域内人口は15,271人、処理区域内人口は13,496人であり、行政区域内人口の処理区域内人口の割合である普及率は88.4%となっております。処理区域人口の減少割合以上に行政区域内人口が減少しており、普及率は緩やかに上昇する傾向にあり平成26（2014）年度に比べ1.4%上昇しました。

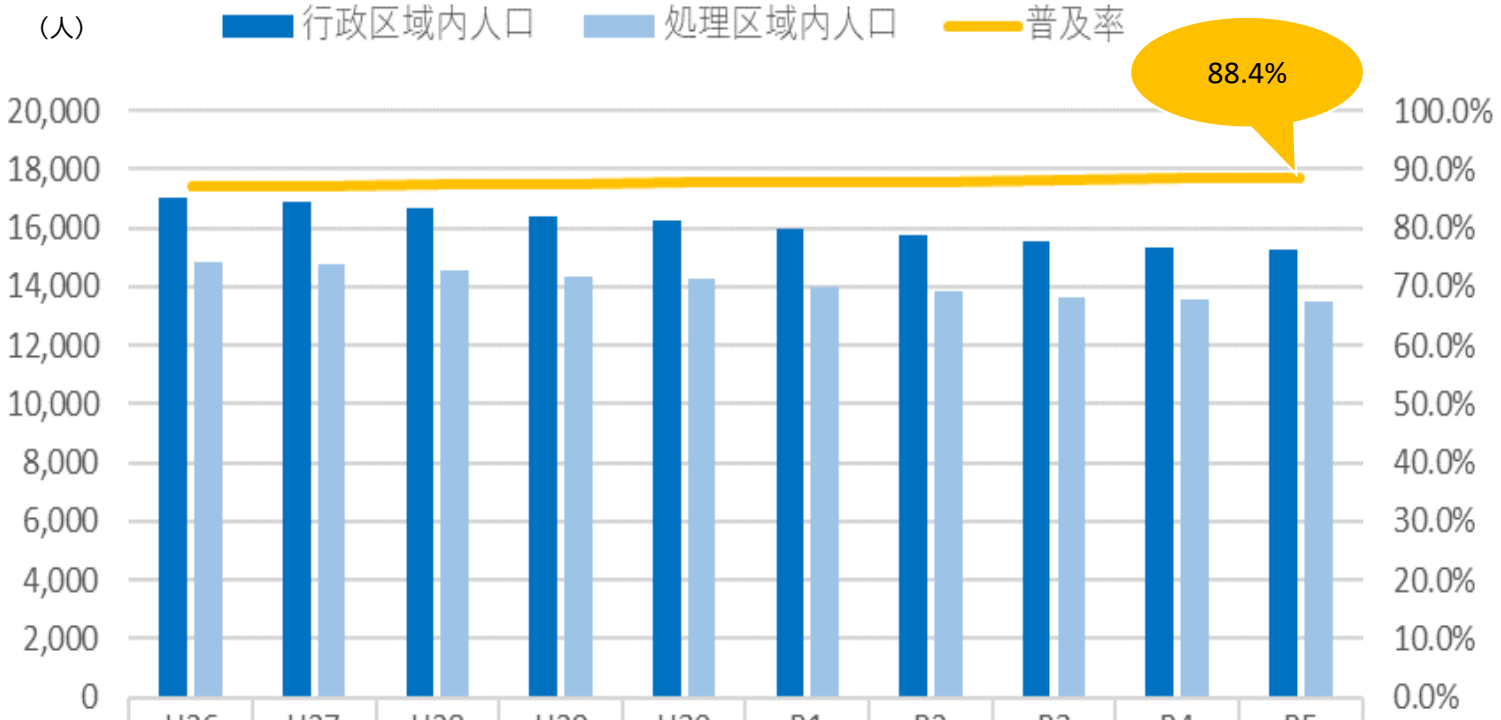

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
行政区域内人口	17,044	16,894	16,651	16,402	16,268	15,957	15,732	15,525	15,323	15,271
処理区域内人口	14,834	14,731	14,538	14,366	14,262	13,993	13,833	13,662	13,536	13,496
普及率	87.0%	87.2%	87.3%	87.6%	87.7%	87.7%	87.9%	88.0%	88.3%	88.4%

■水洗化の現状

実際に下水道に接続し使用している人口である水洗化人口は、令和5（2023）年度は13,169人であり、処理区域内人口に対する水洗化人口の割合である水洗化率は97.6%と高い水準となっており、平成26（2014）年度に比較し1.6%上昇しました。

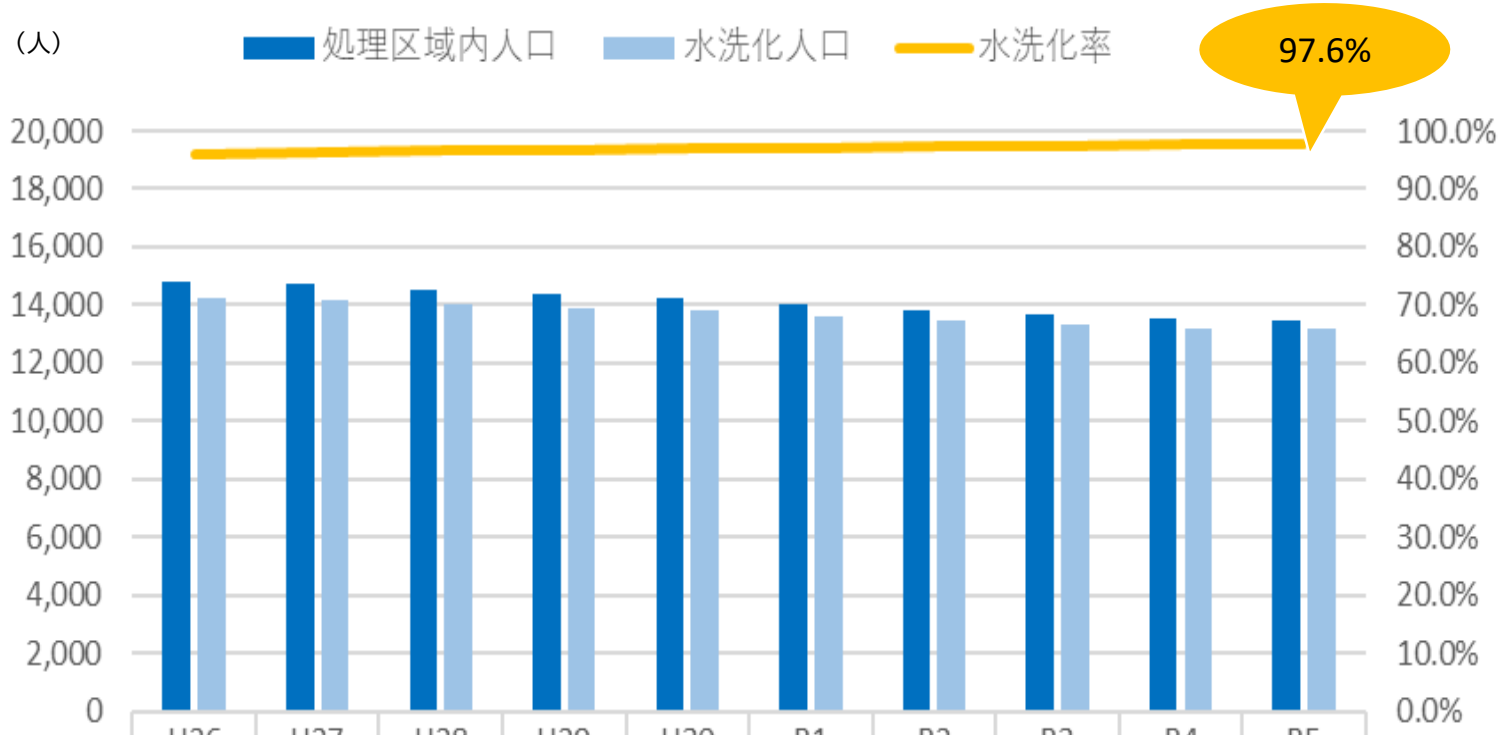

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
処理区域内人口	14,834	14,731	14,538	14,366	14,262	13,993	13,833	13,662	13,536	13,496
水洗化人口	14,246	14,180	14,033	13,885	13,832	13,574	13,455	13,296	13,207	13,169
水洗化率	96.0%	96.3%	96.5%	96.7%	97.0%	97.0%	97.3%	97.3%	97.6%	97.6%

■年間有収水量の現状

令和5（2023）年度における本町の年間排水量は1,277千㎥です。普及率及び水洗化率は上昇する傾向にありますが、それ以上に人口減少の影響を受け10年前の平成26（2014）年度と比較すると98千㎥減少しています。

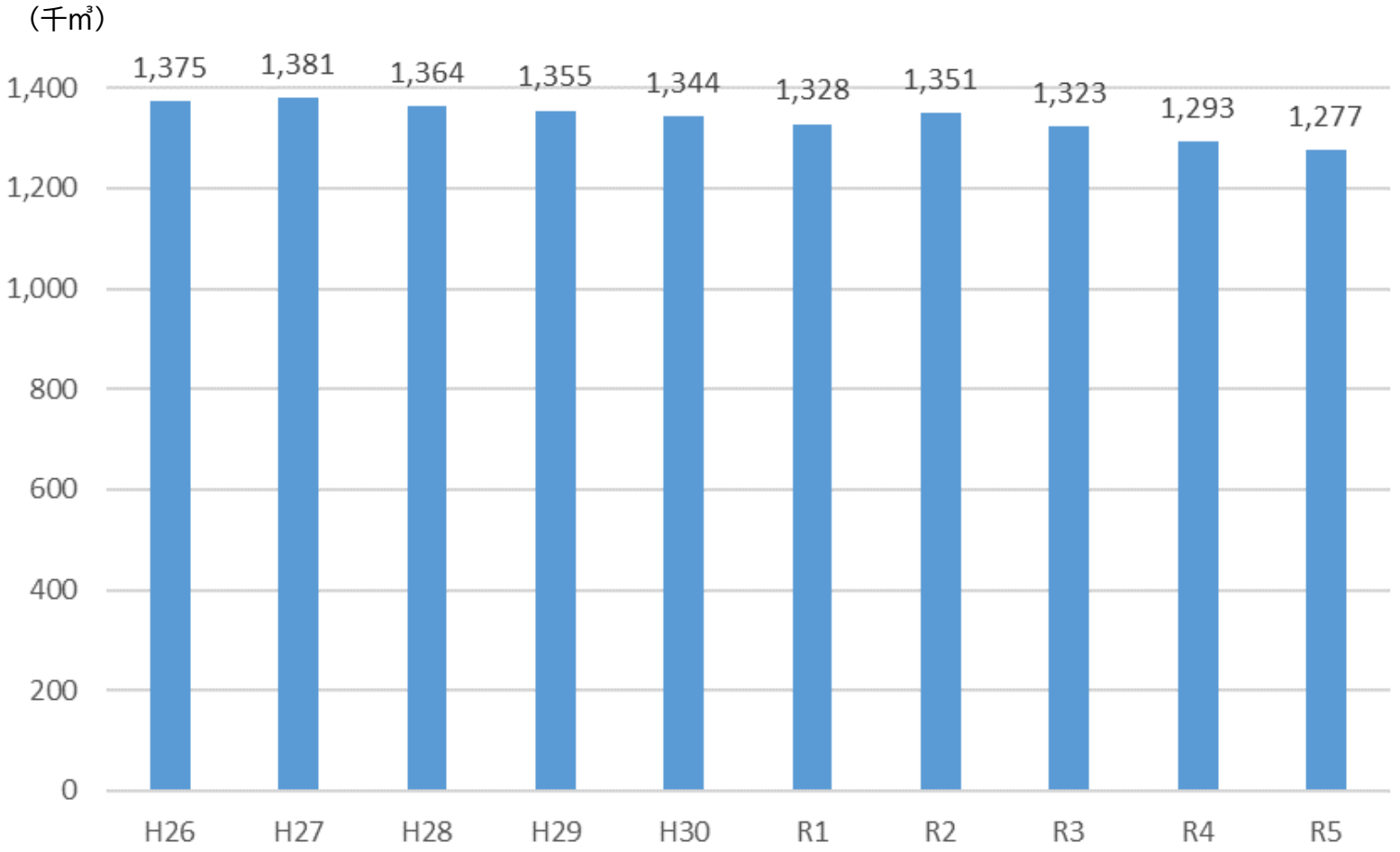

■一人一日当たり有収水量

年間排水量を水洗化人口と１年間の日数で除した一人一日当たりの排水量は、令和5（2023）年度において265.0ℓとなっています。

直近の10年間は268ℓ前後で推移しておりますが、特に令和2（2020）、令和3（2021）年度はコロナ禍による生活様式の変化により使用水量が増加し平均より高い値となっています。

全国的には節水器機の普及・機能向上、節水行動の定着などにより、一人一日当たりの有収水量は減少する傾向にあります。

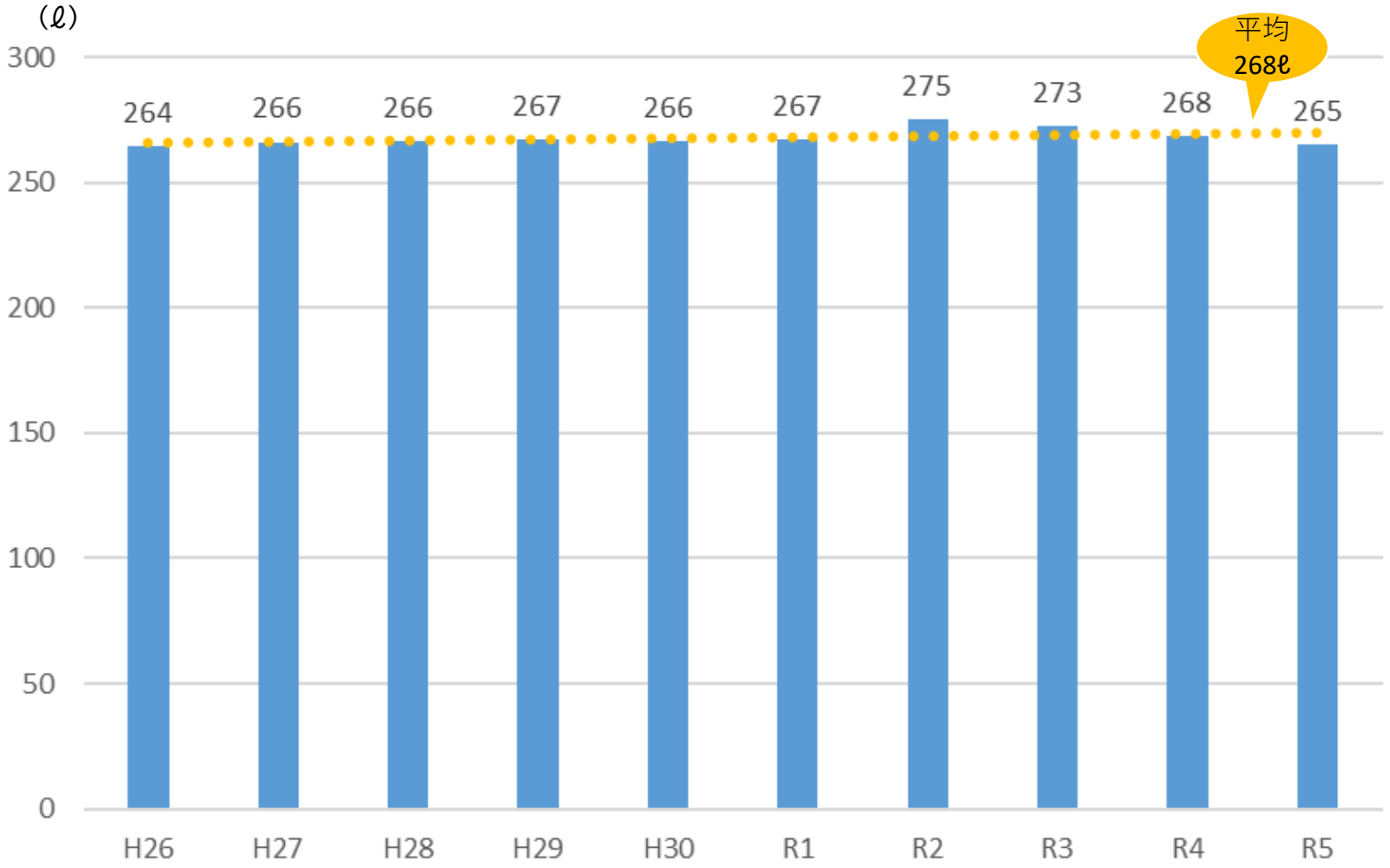

■整備の現状

令和5(2023)年度末における公共下水道の処理区域面積は393haであり、全体計画面積の805haに対し整備率は48.8%となっております。

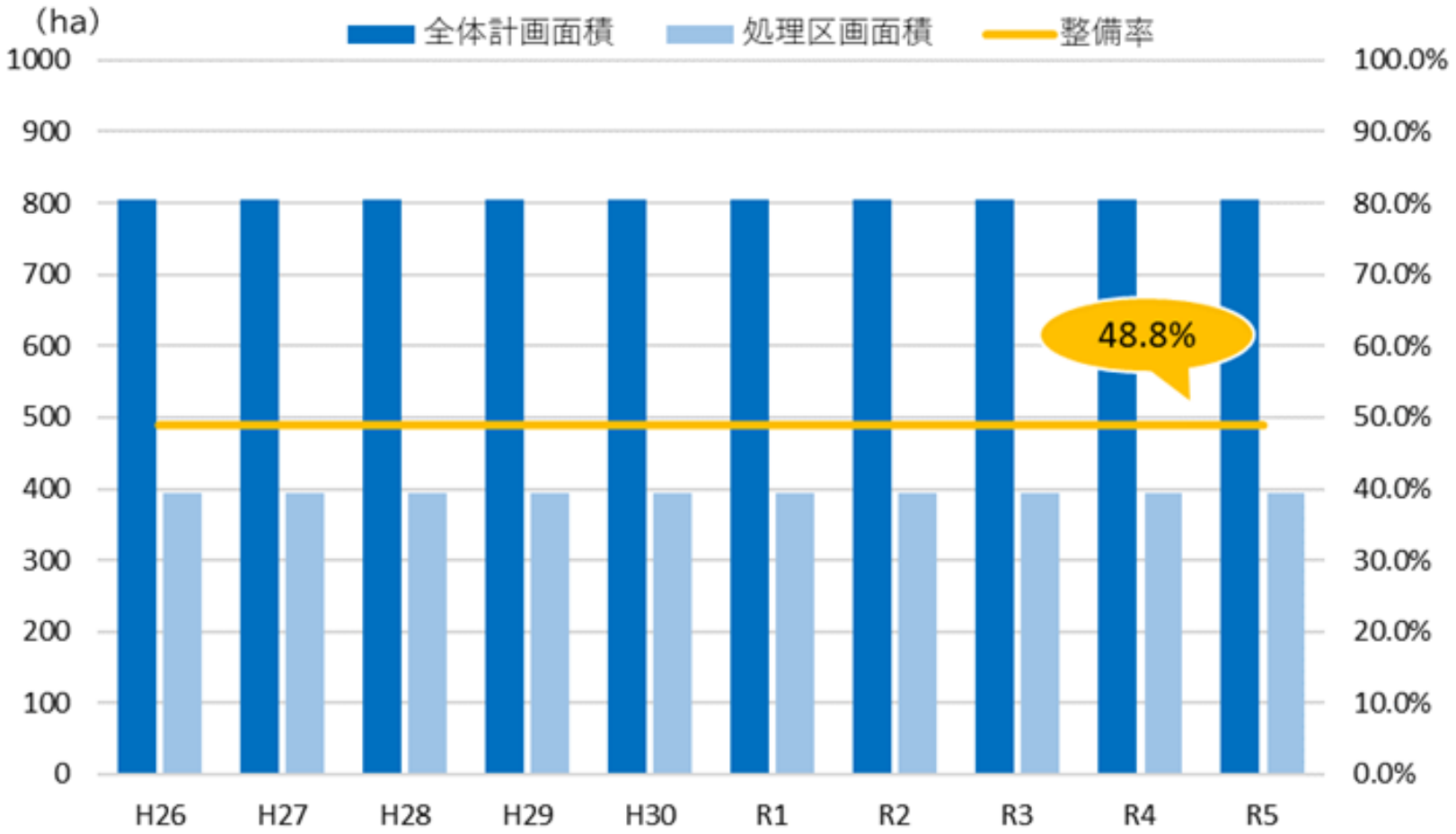

■下水道使用料収入の現状

令和2（2020）年度の下水道使用料収入はコロナ禍の影響により減少しております。

令和5（2023）年度の下水道使用料収入は142百万円（税抜）ですが、地方公営企業会計移行に伴い、令和5年度分の出納整理期間の下水道使用料が含まれていないため大きく減少しており、出納整理期間の収入を加算すると168百万円となります。

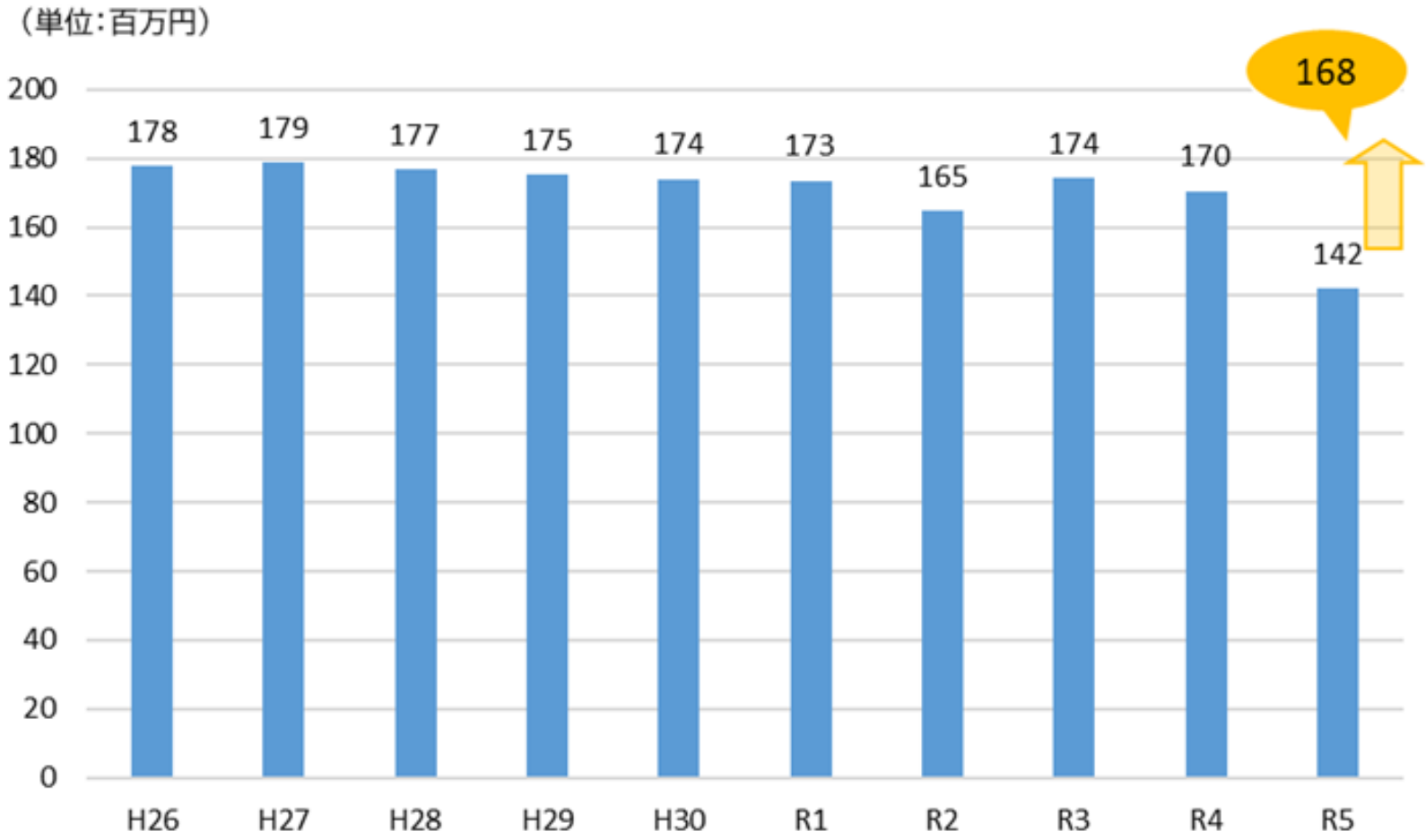

■繰入金の現状

令和5（2023）年度の公共下水道事業の一般会計からの繰入金は約43百万円となっています。

一般会計繰入金は、公費で負担すべき「基準内繰入」と本来であれば企業の自己財源で負担すべき「基準外繰入」があります。

令和1（2019）年度、令和2（2020）年度は公費で負担すべき雨水の負担金が大きく増加しました。

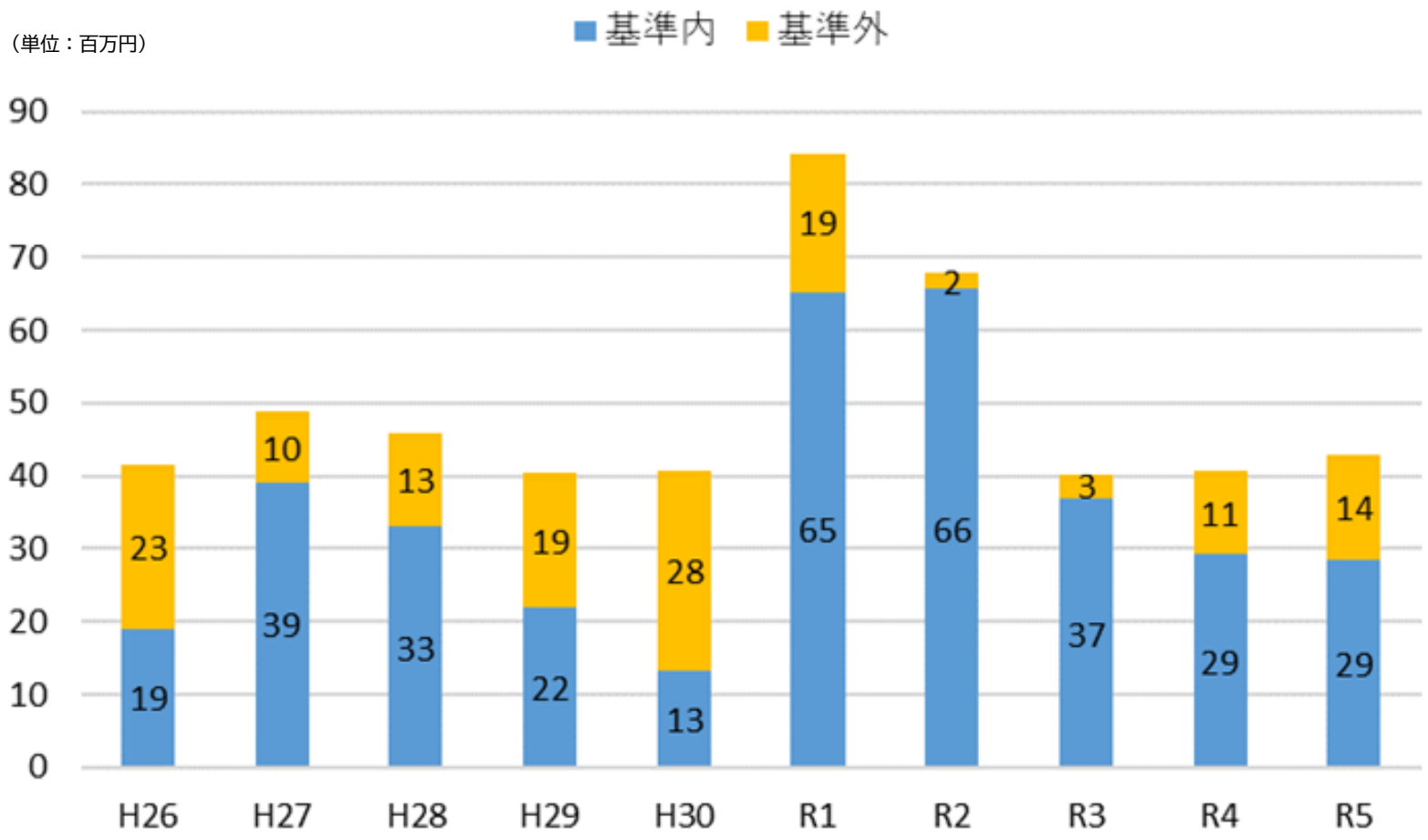

■企業債残高の現状

令和5（2023）年度末の企業債残高は約519百万円であり、償還の進行により年々減少しています。

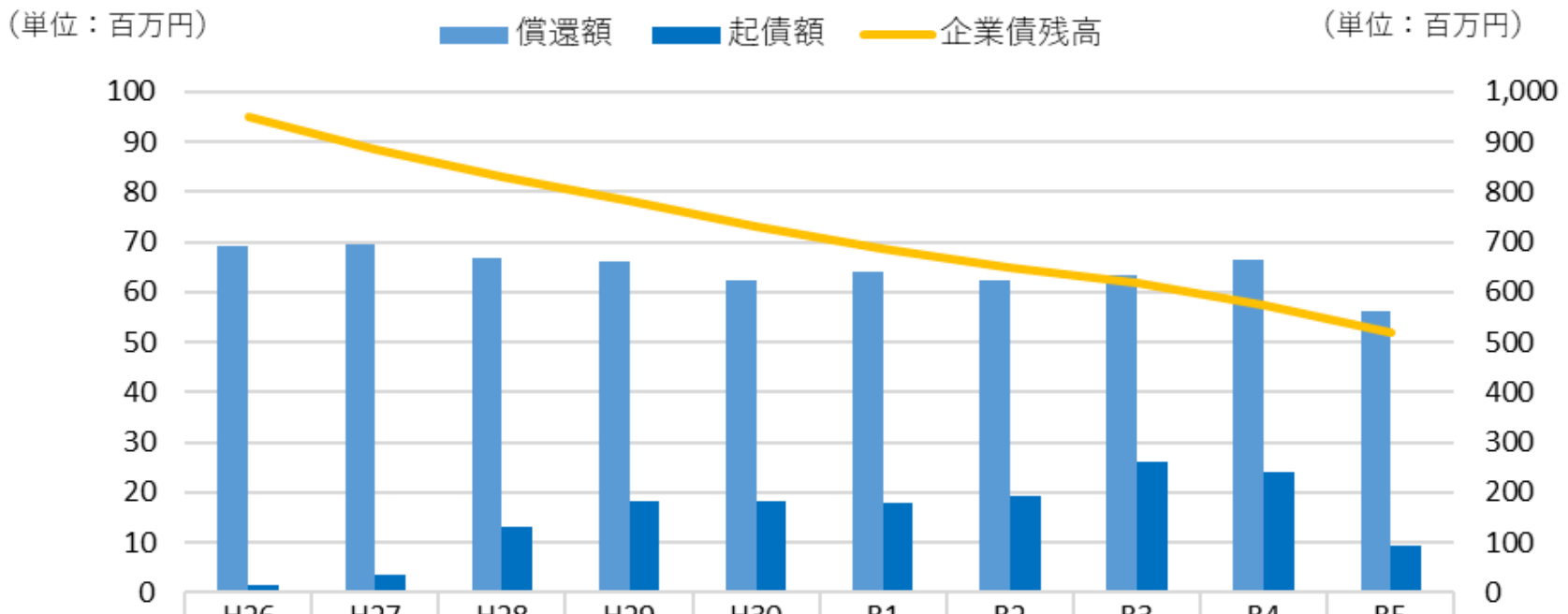

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
償還額	69	70	67	66	62	64	62	63	66	56
起債額	2	4	13	18	18	18	19	26	24	9
企業債残高	950	884	830	783	732	686	648	617	575	519

■公営企業会計の非適用企業

※令和6年度より公営企業会計の適用企業となっております。

項目			単位	望ましい動き	計算式	指標の意味
経営の健全性	①	収益的収支比率	%	⇧	総収益/総費用ー地方債償還金 ×100	使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表します。
	②	企業債残高対事業規模比率	%	⇩	（企業債現在高合計ー一般会計負担額）/ （営業収益ー受託工事収益ー雨水処理負担金） ×100	使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。
経営の効率性	③	経費回収率	%	⇧	使用料収入/汚水処理費※（公費負担分を除く） ×100	使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表します。
	④	汚水処理原価	円	⇩	汚水処理費※（公費負担分を除く） /年間有収水量	有収水量1㎥あたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表します。
	⑤	施設利用率	%	⇧	晴天時一日平均処理水量/晴天時現在処理能力 ×100	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。
	⑥	水洗化率	%	⇧	水洗化人口/処理区域内人口 ×100	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。

※汚水処理費は、維持管理費（管渠費、ポンプ場費、処理場費、その他）と資本費（汚水に係る地方債等利息及び地方債償還金）に分けられる

■公営企業会計の適用企業

※令和6年度より公営企業会計の適用企業となっております。

項目			単位	望ましい動き	計算式	指標の意味
経営の健全性	①	経常収支比率	%	⇧	経常収益/経常費用 ×100	使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表します。
	②	累積欠損金比率	%	⇩	当年度未処理欠損金/ （営業収益ー受託工事収益） ×100	営業活動により発生した赤字として過去に発生した損失で、利益で補てんできず累積した額の状況を示します。
	③	流動比率	%	⇧	流動資産/流動負債 ×100	1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示します。
	④	企業債残高対事業規模比率	%	⇩	（企業債現在高合計ー一般会計負担額）/ （営業収益ー受託工事収益ー雨水処理負担金） ×100	使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。
経営の効率性	⑤	経費回収率	%	⇧	使用料収入/汚水処理費※（公費負担分を除く） ×100	使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表します。
	⑥	汚水処理原価	円	⇩	汚水処理費※（公費負担分を除く） /年間有収水量	有収水量1㎥あたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表します。
	⑦	施設利用率	%	⇧	晴天時一日平均処理水量/晴天時現在処理能力 ×100	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。
	⑧	水洗化率	%	⇧	水洗化人口/処理区域内人口 ×100	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。

※汚水処理費は、維持管理費（管渠費、ポンプ場費、処理場費、その他）と資本費（汚水に係る企業債利息及び減価償却費）に分けられる

■収益的収支比率(%)

下水道使用料や一般会計からの繰入金等の収益で総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表します。
※100%以上（＝黒字）が必要

令和5年度は、総費用に地方債償還金を加えた費用が、収益を上回り93.3%となりました。

収益は一般会計からの繰入金に依存する体質となっています。

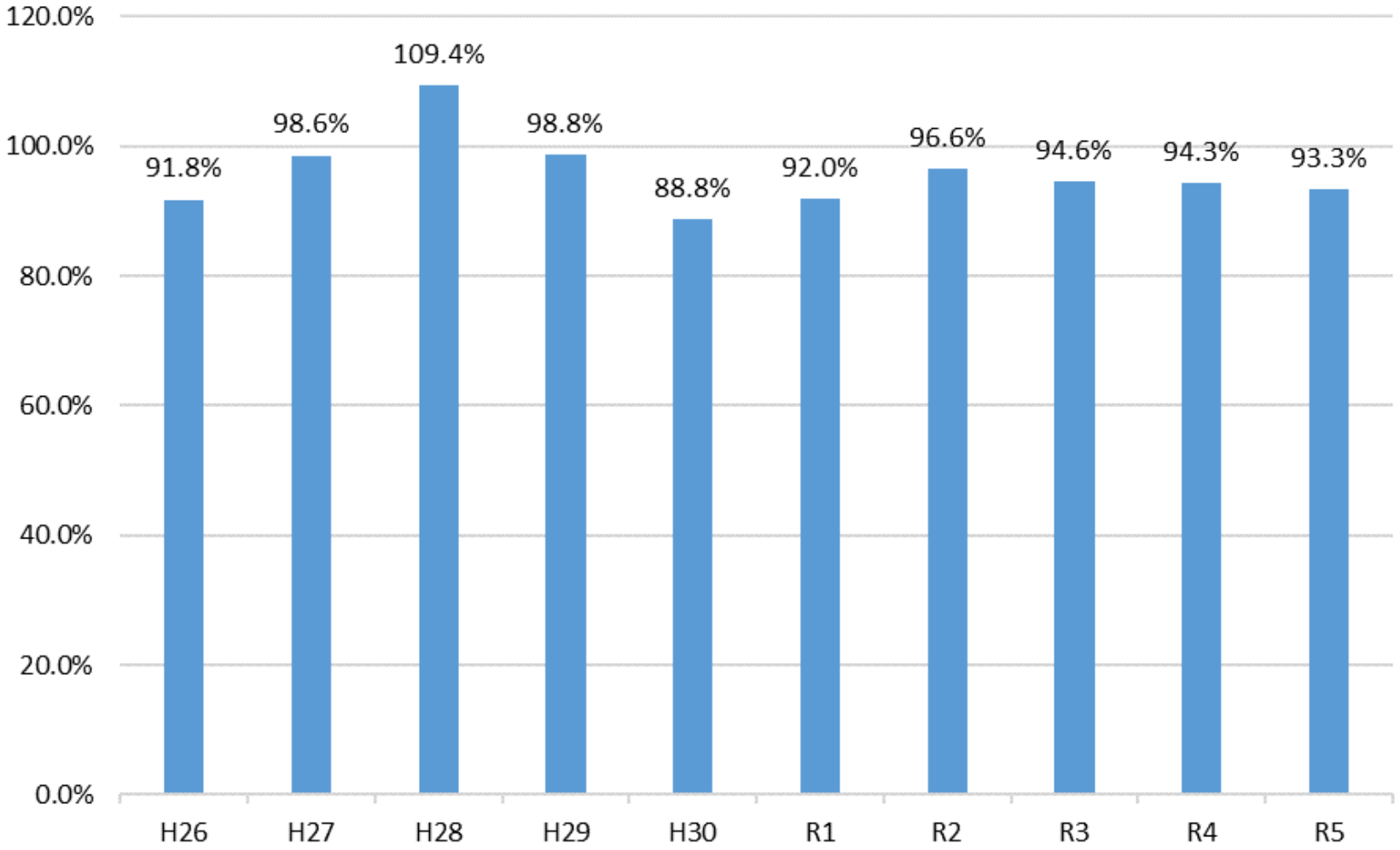

※令和5年度については、公営企業会計移行前年度ため打ち切り決算となっており、
決算書の数値に、出納整理期間（4～5月）の収入と歳出の取引を加算した数値となっております。

■企業債残高対事業規模比率

使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。

類似団体平均値と比較すると、令和4年度は326%であり平均値(805%)の半分以下と低い水準です。

下水道施設の約5割を受贈財産が占めることが要因となり、他団体に比べると企業規模に対する企業債残高の割合が低いことを表しています。

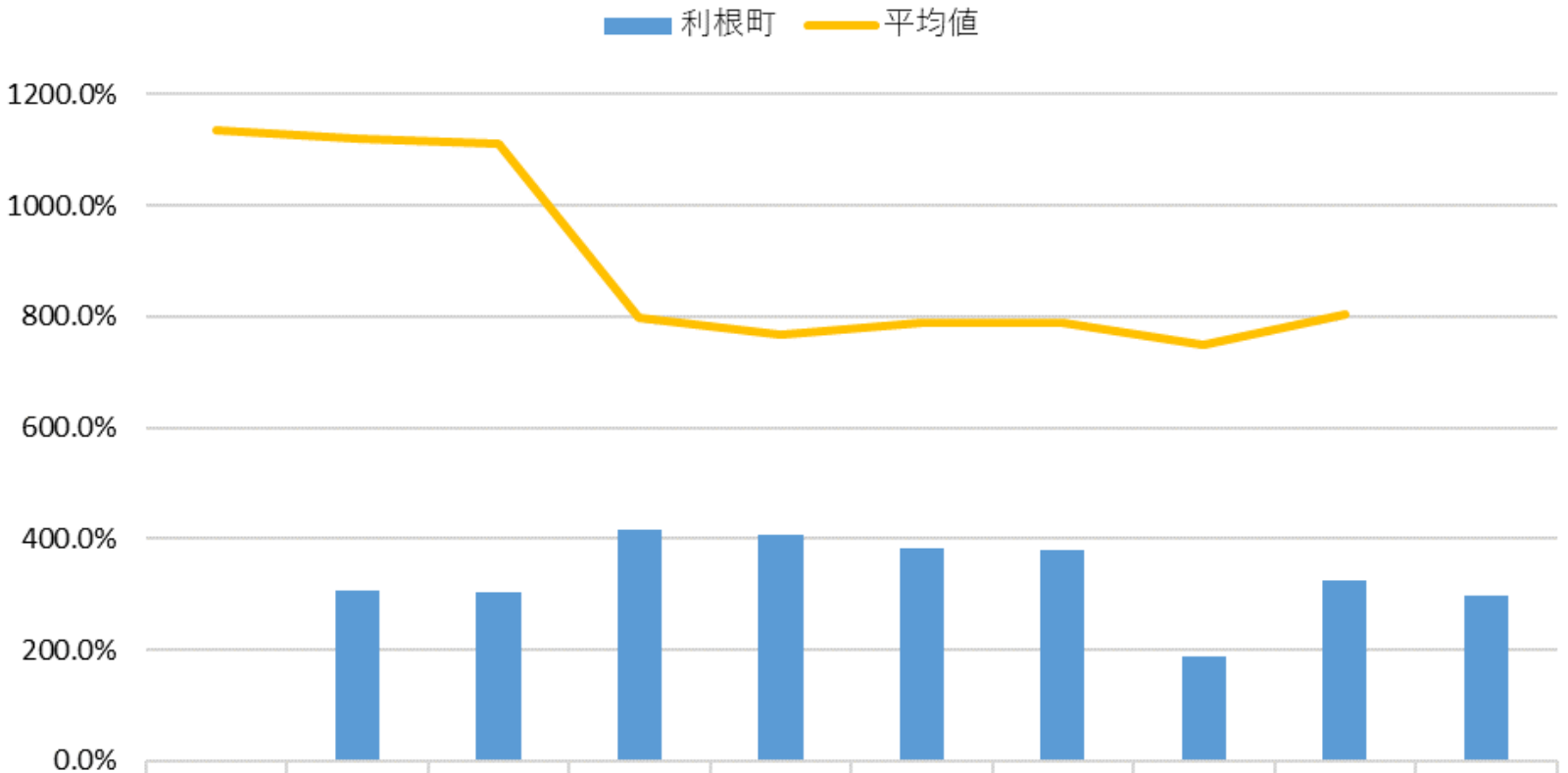

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
利根町	0.0%	305.3%	303.7%	417.5%	407.5%	382.4%	378.9%	188.5%	326.0%	297.9%
平均値	1136.5%	1118.6%	1111.3%	799.1%	768.6%	789.4%	789.1%	747.8%	805.0%	

※令和5年度については、公営企業会計移行前年度ため打ち切り決算となっており、
決算書の数値に、出納整理期間（4～5月）の収入と歳出の取引を加算した数値となっております。

■経費回収率(%)

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表しています。

※100%以下の場合は、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われています

経費回収率は、例年は90%弱の水準です。
平成28年度は、汚水処理原価が低く抑えられたため経費回収率が100%を超えました。
令和5年度は、汚水処理原価が高くなり77.1%まで下がりました。

類似団体と比較し平均的な経費回収率と言えますが、一般会計からの繰入金に依存する体質となっています。

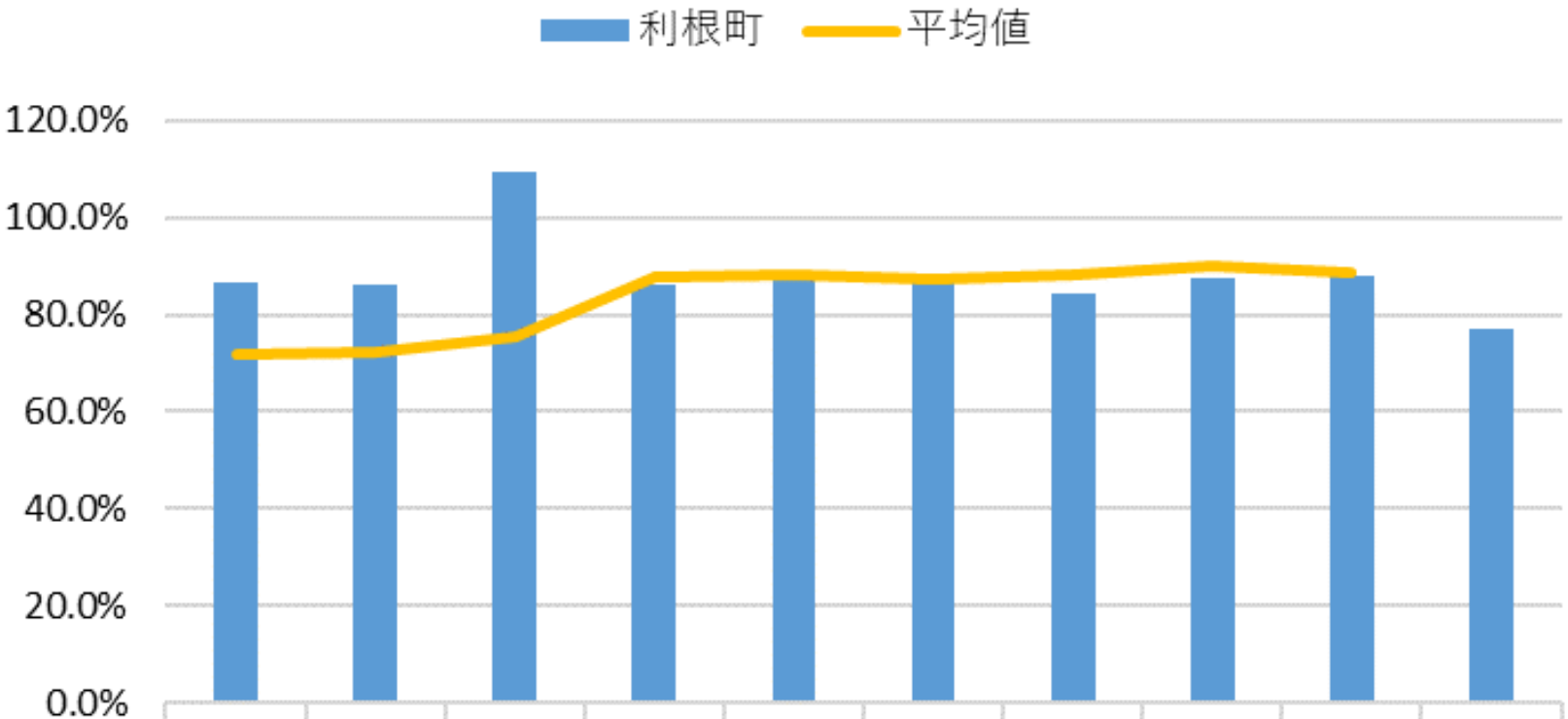

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
利根町	86.6%	86.3%	109.2%	86.3%	88.5%	87.1%	84.2%	87.8%	87.8%	77.1%
平均値	71.7%	72.3%	75.5%	87.7%	88.1%	87.3%	88.3%	90.2%	88.7%	

※令和5年度については、公営企業会計移行前年度ため打ち切り決算となっており、
決算書の数値に、出納整理期間（4～5月）の収入と歳出の取引を加算した数値となっております。

■汚水処理原価(円)

有収水量1㎥あたりに要した費用であり、汚水処理にどれだけの費用がかかっているかを表します。

平成28年度は、管渠費の修繕費が減少したため汚水処理原価が低くなりました。
令和5年度は、施設管理の最適化を目的としたストックマネジメント計画策定費用等の例年にない支出があったため汚水処理原価が高くなっています。

当町の汚水処理原価は類似団体の平均と比較し低い水準です。

これは下水道施設の約5割を受贈財産が占め、汚水処理費が低く抑えられているためです。

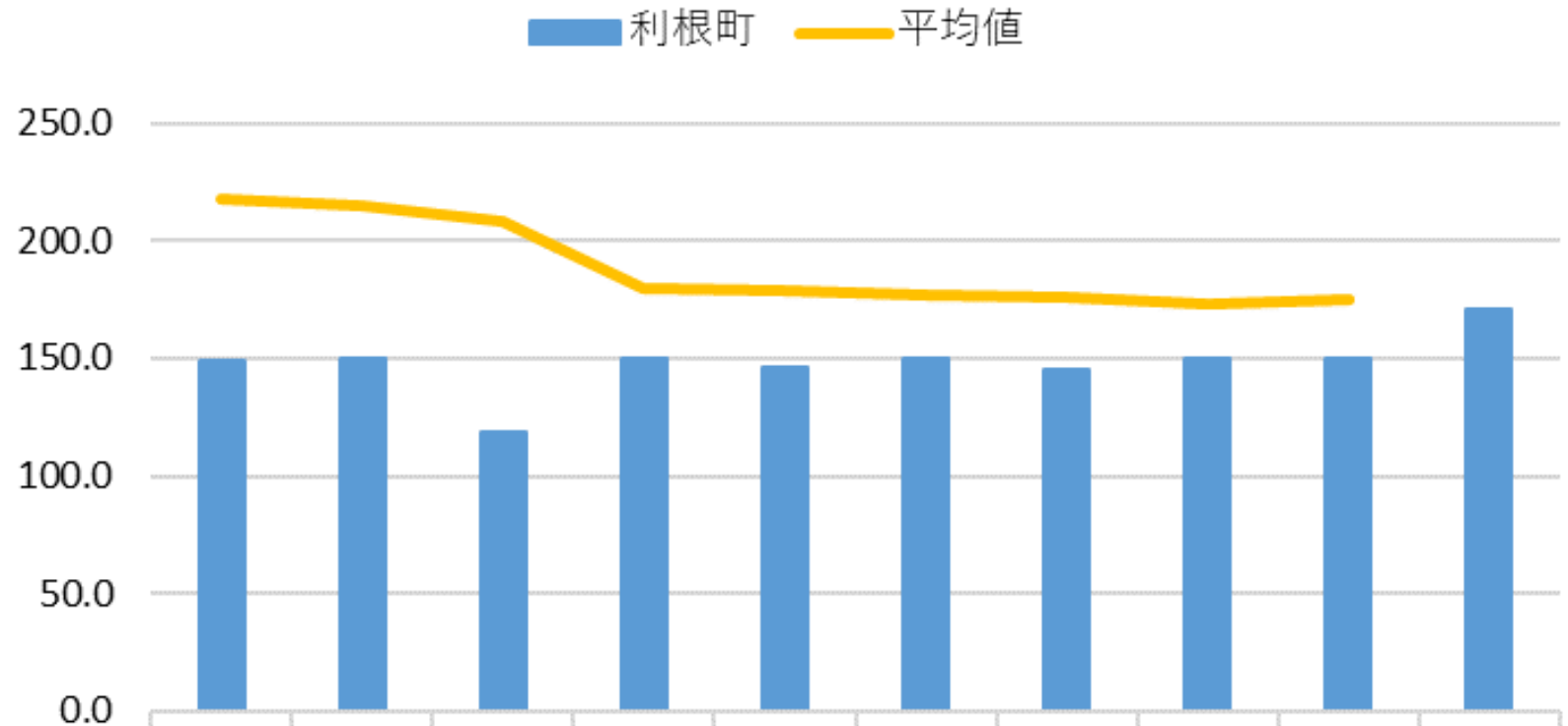

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
利根町	149.3	150.0	118.6	150.0	146.4	150.0	144.8	150.0	150.0	170.7
平均値	217.8	215.3	208.0	180.1	179.3	176.7	176.4	173.2	174.8	

※令和5年度については、公営企業会計移行前年度ため打ち切り決算となっており、
決算書の数値に、出納整理期間（4～5月）の収入と歳出の取引を加算した数値となっております。

経営比較分析表による評価分析

■水洗化率(%)

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表しています。

当町の水洗化率は類似団体平均値に比べ高く、平成26年度の96.0%から令和5年度までに1.6%増加の97.6%となりました。

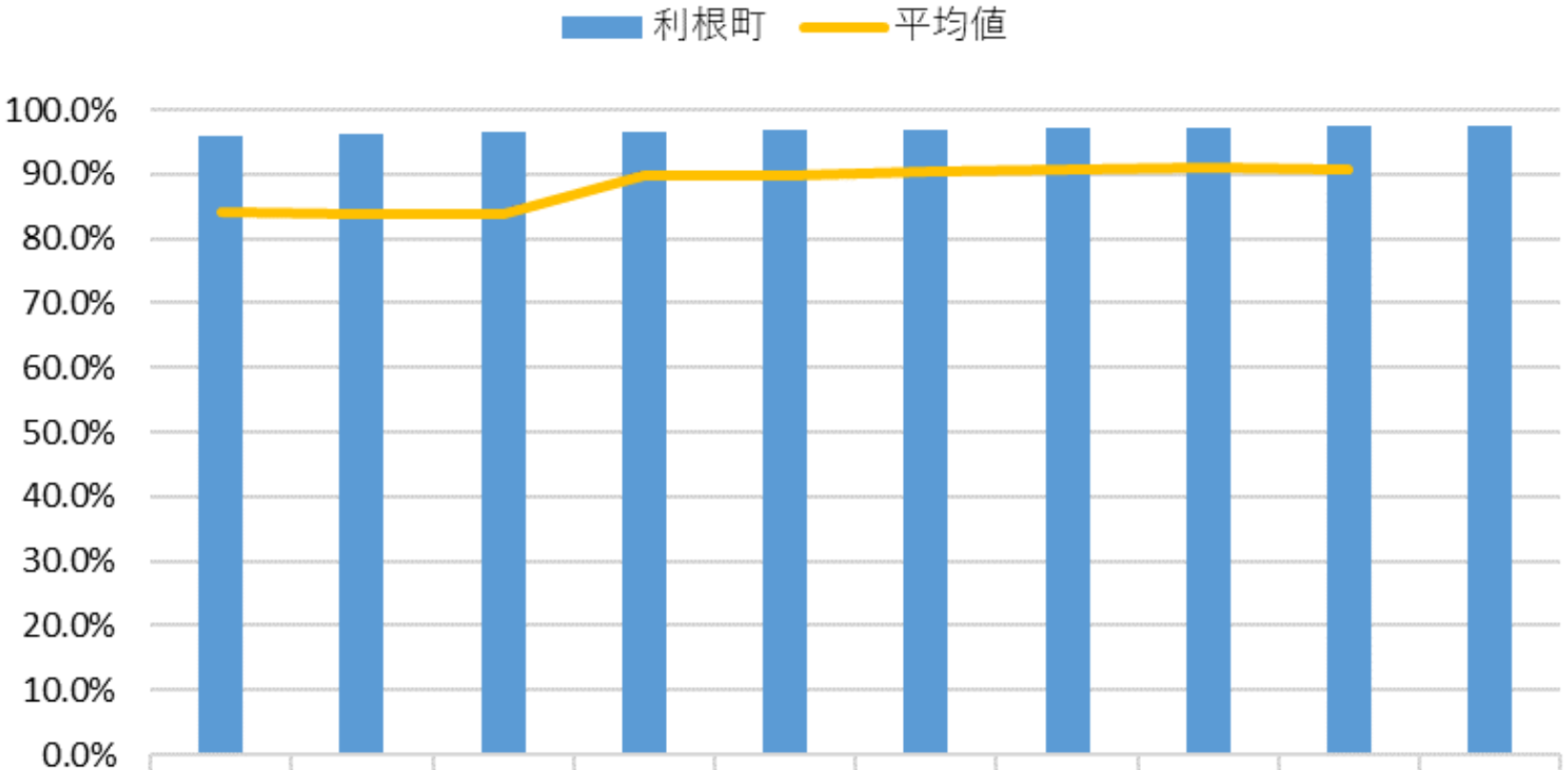

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
利根町	96.0%	96.3%	96.5%	96.7%	97.0%	97.0%	97.3%	97.3%	97.6%	97.6%
平均値	84.2%	83.8%	83.9%	89.7%	89.8%	90.4%	90.7%	91.1%	90.7%	

補足資料【用語解説】

用語	説明
公営企業	地方公共団体が経営する企業活動の総称。水道事業、下水道事業、交通事業、病院事業等が代表的なものである。税金ではなくその事業に伴う収入によって経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算制の原則」が適用されている。常に企業の継続性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。
管渠（かんきょ）	給水や排水を目的とした水路全体の総称。上水管、下水管、側溝など。 管＝円筒形のくだ（管）、きょ（渠）＝水路を表す。
汚水桝（おすいます）	建物外部の地中に埋まっており、家庭や事業所から排出された汚水を汚水管に接続する部分のこと。汚水の中に含まれている異物を分離し、汚水だけを下水道に流すような仕組みになっている。管の詰まりが起きやすい要所に点検や清掃のためにも設けられている。
雨水枡（うすいます）	建物外部の地中に埋まっており、雨樋から流れてきた雨水を排水管に接続する部分のこと。雨水に含まれる砂や枯葉などを沈殿させたり、一時的に雨水を貯留して流量の調節をするための設備。
行政区域内人口	行政区域内の総人口（住民基本台帳人口）。
処理区域内人口	下水処理が開始されている処理区域に居住する人口。
水洗化人口	水道の処理区域内において実際に下水道に接続し、使用している人口。
有収水量	下水道で処理された汚水量のうち、家庭や工場で使用され、下水道使用料を徴収することのできる水量。